



**厚労省、平成29年度税制改正要望事項を公表  
～子育て・介護分野などの福祉分野も数項目～**

◆9月1日厚労省は、平成29年度の税制改正要望を公表しました。内容は「子ども・子育て」「健康・医療」「医療保険」「介護・社会福祉」「年金」「雇用」「生活衛生」「その他」の8項目から成り、特に「子ども・子育て」の分野では、新規要望事項として待機児童対策としての用地確保の円滑化を目的とした特例措置が挙げられています。これは、保育所等の敷地として貸与されている土地を相続した場合又は贈与を受けた場合に、相続後も当該土地を引き続き一定期間保育所等に貸与すること等を要件に、相続税・贈与税を非課税にするものです。また、企業主導型保育事業については、認可保育所並みの税制優遇を設けることも要望されるなど、円滑な施設整備を後押しできるようなものとする内容になっています。

分野	内容	対象の税
子ども・子育て	保育所用地の貸与等に係る特例措置	相続税・贈与税 固定資産税等
	ベビーシッター利用に係る税制措置創設	所得税 個人住民税
	教育資金の一括贈与時の非課税措置拡充	贈与税
介護	サ高住供給促進税制の延長	所得税・法人税 固定資産税等
	介護保険制度の見直しに伴う税制措置	所得税 個人住民税等
	社福へのみなし譲渡所得税適用手続き簡素化	所得税 個人住民税
他	社会福祉法改正に伴う税制措置	所得税

また介護の分野では、現在行われている固定資産の軽減措置や不動産取得税の優遇措置などの、サ高住の供給促進のための税制を、2年間延長（平成31年3月末まで）することが要望されました。  
(参考：厚労省HP)

**社福制度改革ブロック別担当者会議  
～8月22日より各地で開催される～**

◆厚労省は8月22日より、各地で「社会福祉法人制度改革の施行に向けたブロック別担当者会議」を開催しています。この会議では、6月20日に事務連絡として発出されたFAQに引き続いて新たなFAQも示されるなど、平成29年度からの新法施行に向けた新たな情報も含まれています。現時点では“今後内容に変更が施される可能性が高い”ことから厚労省のHPには掲載されていませんが、一部の自治体や社協のHPには掲載されているところもありますので、検索いただければご覧いただくことも可能です。ただし「今後修正があり得る」ということを十分にご承知のうえでご覧ください。

なお現在のところ、政省令や定款例などが10月頃に発出される予定です。

**保育所等関連状況取りまとめ  
～厚労省が集計結果を公表～**

◆今月2日、厚労省は「保育所等の定員や待機児童の状況」（平成28年4月1日時点）、及び「待機児童解消加速化プラン」に基づく自治体の取組状況について取りまとめた結果を公表しました。

これは全国の保育所等の状況を把握することを目的に毎年実施されているもので、従来の保育所に加え、昨年度からは新制度における幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業（うち2号・3号認定）の数値を含めて集計されています。

また加速化プランは、待機児童の解消に向けて自治体が行う保育所の整備等を支援するもので、このプランの取組成果として厚労省は“この3年間で新たに約31.4万人分の保育の受け入れ枠を確保した”としています。

	保育拡大量
H25(実績)	72,430人
H26(実績)	147,233人
H27(実績)	94,585人
H28(見込)	109,584人
H29(見込)	59,963人

- 平成27年度の保育拡大量
  - ・認可保育所（保育所型認定こども園の保育所部分を含む） ▲13,929人
  - ・幼保連携型認定こども園 87,152人
  - ・地方裁量型認定こども園 299人
  - ・幼稚園型認定こども園 5,528人
  - ・小規模保育事業 16,101人
  - [その他、合計 94,585人]
- 平成28年4月1日の保育の受け入れ枠
  - ・認可保育所（保育所型認定こども園の保育所部分を含む） 2,248,716人
  - ・幼保連携型認定こども園 273,454人
  - ・地方裁量型認定こども園 3,197人
  - ・幼稚園型認定こども園 26,516人
  - ・小規模保育事業 41,620人
  - [その他合計 2,722,942人]

詳細は、厚労省HPをご参照ください。

(参考：厚労省HP)